

会 員 各 位

(公社)日本医業経営コンサルタント協会
教育研修委員会 担当副会長 永山 正人

個人研修（自宅学習）の新規教材の販売開始のお知らせ

個人研修（自宅学習）用教材として、新たに3教材（動画配信）を3月13日（月）より販売を開始しましたので、ご案内いたします。

今回の新規教材の内容は、平成 29 年 1 月の本部・支部中継研修を収録したものです。

個人研修の履修時間は、本部主催の研修時間として認定されます。医業経営コンサルタントの 1 登録期間内における個人研修の履修認定上限時間数は、必要履修時間数が 100 時間の場合は 50 時間まで、80 時間の場合は 40 時間まで、60 時間の場合は 30 時間までです。

【教材の配信方式】

個人研修の教材は、動画配信方式です。平成 26 年 6 月より販売開始の教材より、インターネット回線が繋がっていない場合にも視聴できるよう、ダウンロードができるようになりました。（平成 26 年 5 月以前に販売していた教材はダウンロードできません。）

ダウンロードファイルは mp4 形式です。ダウンロードに関する詳細は、実際の視聴画面でご確認いただけます。

1. 購入方法・履修登録方法等

- ① 協会のホームページ (<http://www.jahmc.or.jp>) から会員専用ページにログインし、「研修情報」→「個人研修」の画面を開き、申込から履修登録までを行います。
- ② 個人研修の研修一覧の中より希望の教材をクリック選択し、申し込みをします。
- ③ 個人研修教材費の支払をし、入金が確認されると、「個人研修入金確認・受講開始通知」メールが送信され(※)、動画受講が可能な状態になります。（個人研修一覧内の「動画配信」ボタンをクリックすることで、受講画面が表示されます。）
(※) 1 週間経過してもメールが到達しない場合は、個人研修一覧のページをご確認ください。
- ④ 履修に当っては、映像内 3ヶ所に記号を挿入してありますので、受講中に会員番号 1 桁目に対応した該当の記号を記録しておきます。（記号の確認方法については、個人研修申込画面にある「個人研修履修確認登録の確認キーについて」をご参照ください。）
- ⑤ 受講後、再度、協会ホームページ・会員専用ページ内の個人研修のページにアクセスし、「未受講」ボタンをクリックし、履修登録の画面で記号を入力し、履修登録をします。
- ⑥ 個人研修は、本部主催の継続研修となります。履修時間は 1 教材につき 2 時間の認定です。（履修上限時間は上記のとおりです。）
- ⑦ 受講と履修登録は、個人研修教材購入後 90 日以内に行ってください。
- ⑧ ⑦の履修登録期限内であれば、履修登録後でも、その講座を再度視聴することが可能です。

2. 価格

個人研修受講料：一教材（2 時間）につき 2,000 円（消費税込み。振込手数料はご負担ください。）

3. 協会ホームページ「会員専用ページ」へのログイン方法

当協会本部事務局までお問い合わせください。

4. その他

- ・個人研修の教材は、過去に協会本部で開催した継続研修の講義内容です。（一部、支部ビデオ研修として使用されていた内容が含まれることもあります。）実際の研修を受講済みでも、個人研修として再受講することが可能です。
- ・教材は、個人研修を受講される会員の方のみの視聴に限り、また、個人研修以外の目的での使用を禁止しています。

平成 29 年 3 月 13 日 新規販売開始 個人研修教材（3 教材）

教材 No.	研修ステージ (収録日)	教材名・講師 (講師肩書きは収録当時のものです)
T2017107	セカンドステージ (H29-1-24)	<p>「介護療養病床の動向」 (一社)日本慢性期医療協会 会長 医療法人平成博愛会 博愛記念病院 理事長 武久 洋三</p> <p><概要> 人口減少が進む中、昨今の経済状況下で、あらゆる産業が効率化を進めているが、医療産業だけは改革が進んでいない。2016 年 10 月 26 日の部会では、慢性期ニーズに対応する新サービス類型 3 案が示されたが、まだなお介護療養病床の廃止の延期を求める意見もある。もはや療養病床は、慢性期治療病棟しか「病院」として認められない。それ以外は「施設」に分類されるのである。今後、新施設に対する具体的な内容が審議されることになるが、慌てる必要はない。転換に向けた経過措置期間中に、改めて地域における自院の置かれている立場を見直し、判断すべきである。</p>
T2017108	セカンドステージ (H29-1-24)	<p>「医療法改正を活かした医療法人の相続・事業承継と税務ポイント」 税理士法人青木会計 代表社員・税理士 青木 恵一</p> <p><概要> 医療法人の根拠法である医療法は度々改正がされ医療法人制度はその都度変化してきた。直近では、平成 27 年 9 月 28 日公布の改正医療法により、「地域医療連携推進法人」制度や医療法人の「分割」制度が創設され、社会医療法人の認定等が見直しされている。遡れば、いわゆる「一人医師医療法人」、「持分なし」への移行促進と「認定医療法人制度」の創設(時限措置)、「合併」の改正、「基金拠出型医療法人」及び「社会医療法人」制度の創設なども医療法改正の産物である。そこで、この研修会では、医療法改正を活かした医療法人の相続・事業承継対策と税務ポイントについて、医療法改正の歴史を辿りながら解説する。</p>
T2017109	セカンドステージ (H29-1-24)	<p>「医療法人制度改正とその実務対応」 認定登録 医業経営コンサルタント、公認会計士 松田 紘一郎</p> <p><概要> 第7次医療法改正により、「医療法人制度」改正がすでに平成 28 年 9 月 1 日に施行された。 ◎医療法人のガバナンス強化◎監事権限の強化◎透明性の確保◎理事・監事の損害賠償責任等が主なポイントである。地域医療連携推進法人制度の制度化を含めて、今回の医療法改正は地域医療支援のビジネスモデルに大きな変化をもたらす。「医療法人制度」の改正点を検証しながら、今後の医業経営支援の実務対応の実際を講義する。</p>

※ 現在、上記新規販売教材以外に、既存の教材として動画配信が 114 教材あります。(年度切り替え時に、販売終了となるものもあります。)

継続研修に関するお問合せ先：(公社)日本医業経営コンサルタント協会
 事業部事業第二課 TEL:03-5275-6993(研修・履修認定係直通)

[代表]フリーコール:0088-21-6996/TEL:03-5275-6996 Eメールアドレス:kensyu@jahmc.or.jp